

健全な財政運営について

伊丹市行財政審議会

健全な財政運営について

人口減少対策、公共施設等の老朽化対策等の課題に対応し持続可能な行財政運営をしていくためには、抑制を中心とした行財政改革だけでなく、**財政の健全性が保たれる範囲において**、伊丹創生や公共施設マネジメントのように投資により健全化を図る**積極型**の行財政改革を推進しなければなりません。

計画性をもって収支を見通す中で、財政の安定性を向上させ、負担の公平性を保ちながら透明性の高い行政サービスを行う必要があることから、**投資と積立とが相互に補完することで財政の健全性を確保する枠組み**を構築します。

計画性・安定性

1 一定条件のもと、中長期的な見通しを立てる

○財政収支見通し(30年間)の試算

⇒30年先の収支を見通し財政運営上の問題点と課題を抽出する

2 不測の事態に備える

○一定額まで基金を積み立て

⇒年度間の財源調整機能を確保(財政調整基金、公債管理基金)

3 安定的な財政運営

○計画的に基金を運用することで、財政負担を平準化させる

⇒予見性の高い経費は平準化による財源調整機能の構築
(公共施設等整備保全基金、一般職員退職手当基金)

投資と積立
相互に補完

公平性・透明性

1 市民が負担すべき費用について公平性を保つ

○「社会の会費」である市税等の徴収強化

⇒債権管理業務のスキル向上と体制整備、徴収目標の設定

2 ムダ・ムラの「見える化」を図る

○現金主義(予算書)を補完する発生主義(公会計)導入

⇒セグメント分析など行政評価とあわせて活用

3 将来世代に負担を先送りしない

○政策的・投資的経費に対する規律(上限枠)の設定

○市債発行に対する規律(上限枠)の設定

⇒「積極的推進の枠組み」と「抑制する枠組み」とを組み合わせ

経常収支比率＝財政の弾力性を維持

健全性の確保

健全化判断比率＝5年後の水準の見通し

(総務省) 地方財政の健全化に関する議論

地方財政の健全化の見直しに係る検討事項(案)について

① 地方財政の健全化に係る新たな課題への対応

- 地方財政健全化法施行後、地方公共団体の財政健全化の取組により、
 - ・財政健全化団体等が減少
 - ・財政健全化団体等以外の団体においても、健全化判断比率等が概ね改善するなど、一定の進展が見られるところ。
- 一方で、地方財政健全化法施行から5年が経過した今、新たな課題について指摘もあり、これについての整理が必要。

・三セク等に対する損失補償について、三セク債を発行すると、実質公債費比率等が基準以上となるおそれがあるため発行を見送る団体がある

・一般会計から三セク等への年度をまたいだ貸付が、健全化判断比率上捕捉されていない

・基金からの年度を越えた繰替運用について、資金不足として認識されていない

・公有地信託に係る損失リスクについて、将来負担比率上捕捉されていない 等

② 分かりやすい財政状況の分析・開示

- 公共施設等の老朽化対策の必要性が生じるなど、地方財政に新たな課題が生じている。
- 健全化判断比率と公会計の取組を併行して進めていくことで、より効果的に財政状況を把握することが可能。
- したがって、地方公共団体において、他団体との比較も含め、自らの財政状況をよりの確に把握し、継続的な財政健全化の取組を進められるよう、決算統計、健全化法、公会計それぞれの指標を組み合わせることで、より一層分かりやすい財政情報の開示について検討する。

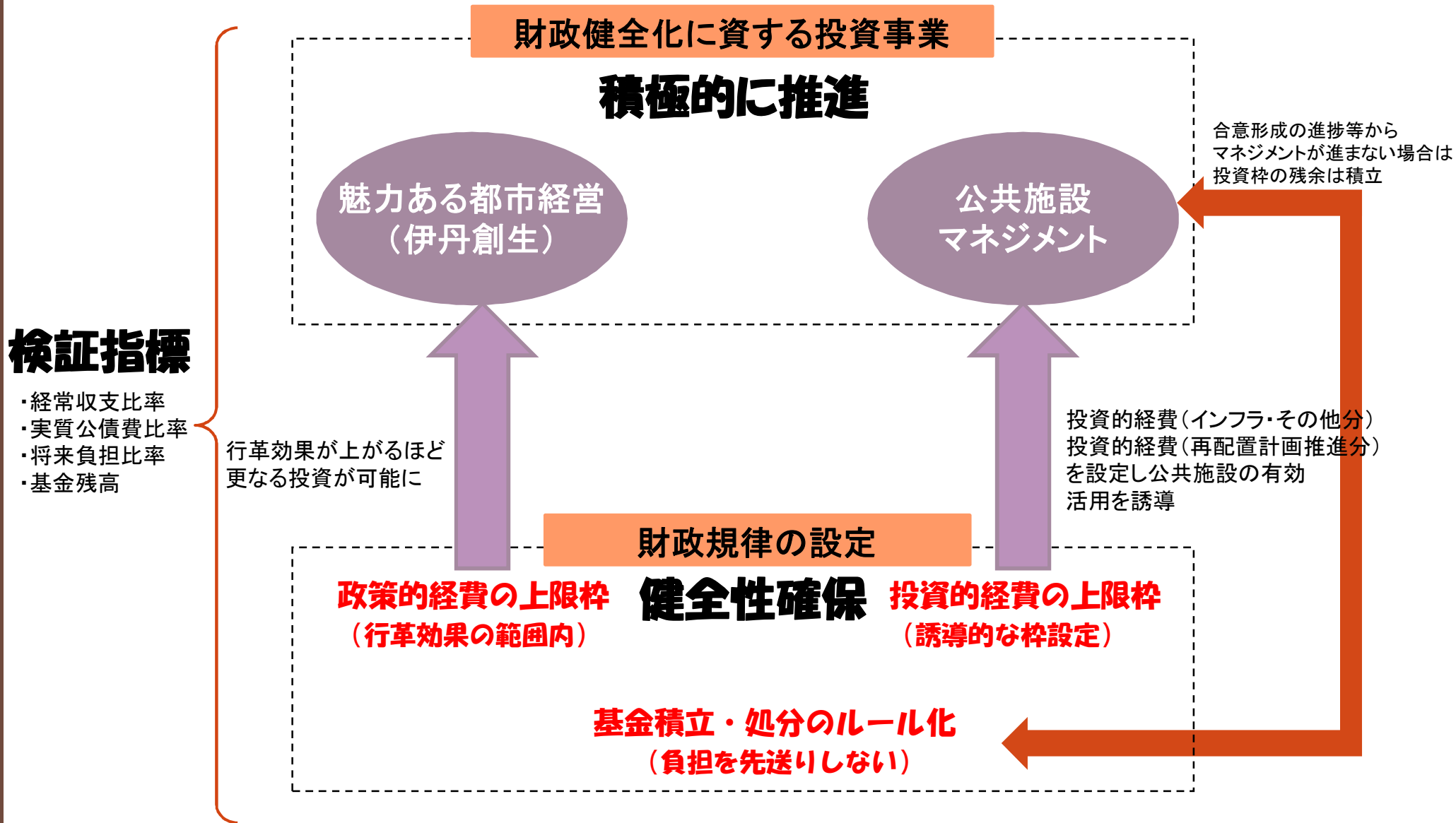
〔研究会での意見〕

・比率を改善しようとして、老朽化対策の実施しなければならない事業を先送りしている結果、比率が悪くならないという団体も少なくないのではないか。

・資産老朽化比率は着実に上がってきているので、公会計との組み合わせで指標をみていくというのは大事。

総務省「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」資料(H26.11月)より

投資と積立の相互補完について



歳出予算の構造と財政規律の設定

歳出全体

裁量的経費

物件費：賃金、旅費、役務費、委託料等
 維持補修費：公共用施設等の維持に要する経費
 補助費等：団体等への補助金、報償費等
 積立金：基金等積立金
 出資金：財団法人等への出えん、出資等
 繰出金：他会計（国保特会等）への繰出
 投資的経費：道路・橋りょう、公園、学校の建設等社会資本の整備に要する経費

義務的経費

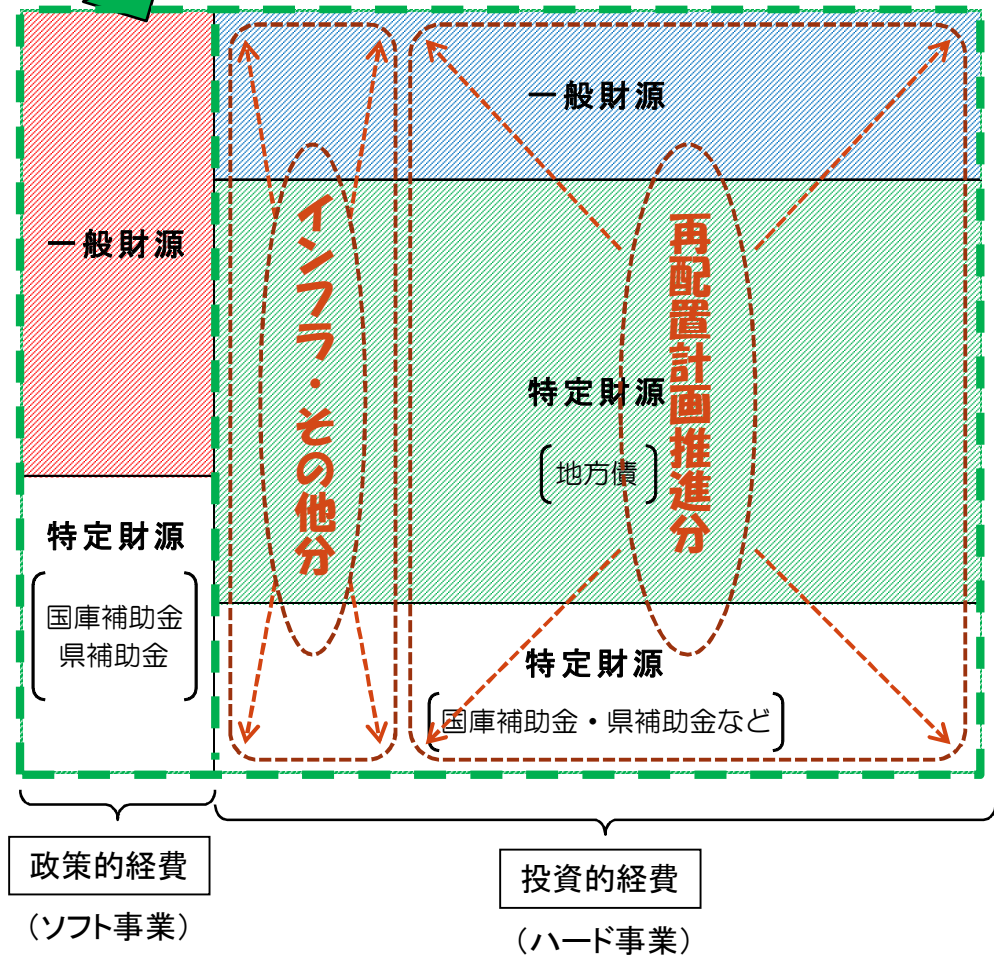
人件費：職員給、退職金、議員報酬手当等
 扶助費：生活困窮者、児童、老人、障害者等を援助するために要する経費
 公債費：地方債元利償還金、一時借入金利息

裁量的経費のなかでも

政策的経費・・・新たな事務事業（ソフト事業）の開始に伴う経費など
（物件費や補助費等さまざまな区分からなる）

投資的経費・・・社会資本の整備（ハード事業）に要する経費
は臨時的に支出する、裁量の高い経費

政策的・投資的経費



一般財源に財政規律を設定（資料2-1）

地方債に財政規律を設定（資料2-2）

主な財政規律の設定

項目	目標指標	現・行財政プラン 目標数値	新・行財政プラン 目標数値	
政策的・投資的事業の 取組方針	投資的経費(インフラ・その他分)に係る 一般財源	原則毎年度当たり15億円以内	 原則毎年度当たり6億円以内	
	投資的経費(再配置計画推進分)に係る 一般財源			原則毎年度当たり10億円以内
	政策的経費に係る一般財源			原則毎年度当たり4億円以内 (行革努力による削減効果の範囲内)
市債の管理方針	投資的経費(インフラ・その他分)に係る 市債発行額	原則毎年度当たり20億円以内	 原則毎年度当たり15億円以内	
	投資的経費(再配置計画推進分)に係る 市債発行額			原則毎年度当たり35億円以内
基金の管理方針	財政調整基金の残高	標準財政規模の10% 実質残高20億円	標準財政規模の20%	
	財政調整基金の積立額	—	決算剰余金の2分の1以上を 優先的に積立	
	公債管理基金の積立額	—	決算剰余金の2分の1以上を 継続的に積立 (財政調整基金の目標残高達成後)	
	公共施設等整備保全基金の積立・処分	毎年度1.5億円以上積立	30年間の見込額平均(約7.5億円) を基準に積立及び処分+毎年度1.5億円積立	
	一般職員退職手当基金の積立・処分	—	30年間の見込額平均(約7億円) を基準に積立及び処分	
経常的事業の取組方針	経常収支比率	計画終了年度で95%以内	計画期間中95%以内を維持	
健全化判断比率	実質公債費比率	10%未満	計画終了年度(H32)で7%~11%程度	
	将来負担比率	全国平均以下	計画終了年度(H32)で50%~90%程度	

(参考) 投資的経費の仕分けルール (案)

公共施設マネジメントの目的は、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現することです。

そのため、公共施設の再配置を推進するうえでは、**財政の健全化に資する投資であるのか**を検証する必要があります。

今後、具体的な行政計画として「**公共施設再配置計画**」を策定し、**計画に定められた再配置の方向性**に沿って施設(建物)の仕分けを行い、**投資額を配分・財源措置を講ずる規律を定め**、強固に運用して行くことが重要です。

	仕分け	内 容	対象施設	財 源
再配置計画推進分	建物施設 統廃合・転用	共通 <ul style="list-style-type: none"> ▶耐震性がない施設については、機能移転による事業継続を基本に検討 ▶大規模修繕や建替えを検討する際には、相乗効果が発現できる機能移転・複合化を基本に検討 	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 ほか	最適化債 転用債
	建物施設 民間譲渡・廃止	<ul style="list-style-type: none"> ▶耐震性がない施設については、機能移転による事業継続を基本に検討 ▶大規模修繕や建替えを検討する際には、相乗効果が発現できる機能移転・複合化を基本に検討 	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 ほか	除却債
	建物施設 存続・長寿命化 建替え (統廃合・転用の受皿等)	<ul style="list-style-type: none"> ▶次世代に引き継いでいく施設については、ライフサイクルコスト縮減の観点で、計画的に保全し長寿命化を行う 	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 ほか	一般単独事業債 最適化債 転用債 ほか
インフラ・その他分	インフラ施設 保全工事 新設改良工事 リフレッシュ工事 建物施設 再配置計画の仕分け と異なる内容の工事	<ul style="list-style-type: none"> ▶道路施設（維持補修・安全対策・新設改良） ▶県道整備にかかる負担金 ▶公園施設（維持補修・新設工事） ▶用地取得 ▶民間施設への建設補助・助成 ▶建物施設については、再配置計画の仕分けと異なる内容の工事 例）統廃合対象施設の雨漏りに対する屋上防水工事 廃止対象施設の設備停止に対する機能回復工事 	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 ほか	地方道路事業債 一般単独事業債 ほか